

児童虐待早期発見のための気付きチェックリスト

- ※ このチェックリストは、児童虐待を発見するための視点を示しています。次の項目に当てはまる場合は、その背景に虐待の可能性があるかもしれないということを踏まえて、子どもや保護者の状況を把握する必要があります。
- ※ またこのチェックリストは、あてはまる項目の多少によって虐待かどうかを判定するものではなく、また全ての子どもを対象に一律に点検するためのものでもありません。
- ※ それぞれの項目の中には、虐待による心因反応ではなく、障害やその他の要因によるものがありますので、チェックに当たっては十分配慮することが大切です。

1 子どもの様子

項目	主な状況
体や身なり・心の様子	<input type="checkbox"/> 顔や腕、足などに傷やけが、人から受けたと思われるやけどのあとがある。
	<input type="checkbox"/> 体重や身長伸びが悪い、また極端な体重の増減がある。
	<input type="checkbox"/> 給食をがつがつ食べるなど、食べ物への強い執着がある。
	<input type="checkbox"/> 体や服がいつも汚れていたり、季節にそぐわない服装をしている。
	<input type="checkbox"/> 衣類の着替えをしたがらない。
	<input type="checkbox"/> 爪かみやチック症状がある。
	<input type="checkbox"/> 表情が乏しく、受け答えが少ない。
	<input type="checkbox"/> 触られること、近づかれることをひどく嫌がる。
保護者との関わり方	<input type="checkbox"/> 頻繁に保健室に出入りする。
	<input type="checkbox"/> 保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。
	<input type="checkbox"/> 子どもと保護者の視線がほとんど合わない。
友達との関わり方	<input type="checkbox"/> 不自然に子どもが保護者に密着している。
	<input type="checkbox"/> 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
	<input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする、あるいは極端に無口である。
	<input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、他人をいじめたりする。
学習状況	<input type="checkbox"/> 些細なことですぐに激怒したり、かみついたりするなど攻撃的である。
	<input type="checkbox"/> 友達関係がうまくつけない。
	<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
問題行動・その他	<input type="checkbox"/> 一定時間机に座り授業に集中することができない。
	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多い。
	<input type="checkbox"/> 急に学力が低下している。
問題行動・その他	<input type="checkbox"/> 下校時刻が過ぎても家に帰りがたがなかったり、家出・徘徊を繰り返したりする。
	<input type="checkbox"/> 金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	<input type="checkbox"/> 小動物をいじめる。
	<input type="checkbox"/> 年齢に不相应な性的な興味・関心を持っている。

2 保護者の様子

項目	主な状況
子どもとの関わり方	<input type="checkbox"/> 子どもに対して、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	<input type="checkbox"/> 子どもに対する態度が冷たく、話しかけたりしない。
	<input type="checkbox"/> 子どもが病気でも病院に連れて行かない。
学校との関わり方	<input type="checkbox"/> 欠席の理由がはっきりしなかったり、連絡がなかったりする。
	<input type="checkbox"/> 子どもの普段の様子を具体的に語らない。
	<input type="checkbox"/> 子どもに関して言っていることがコロコロ変わる。
	<input type="checkbox"/> 家庭訪問や面談を拒む。行事に参加しない。
家族の状況	<input type="checkbox"/> 体罰や年齢不相应な教育などを、「しつけ」「家庭の教育方針」などと正当化する。
	<input type="checkbox"/> 絶え間なくけんかがあったりして、家庭内に暴力がある。
地域での状況	<input type="checkbox"/> 生活のリズムが乱れ、家の中がいつも乱雑である。
	<input type="checkbox"/> 近所づきあいがほとんどない。

教職員のみなさんへ

児童虐待を防止するために 「見逃していませんか、子どものサイン」

学校及び教職員に求められること

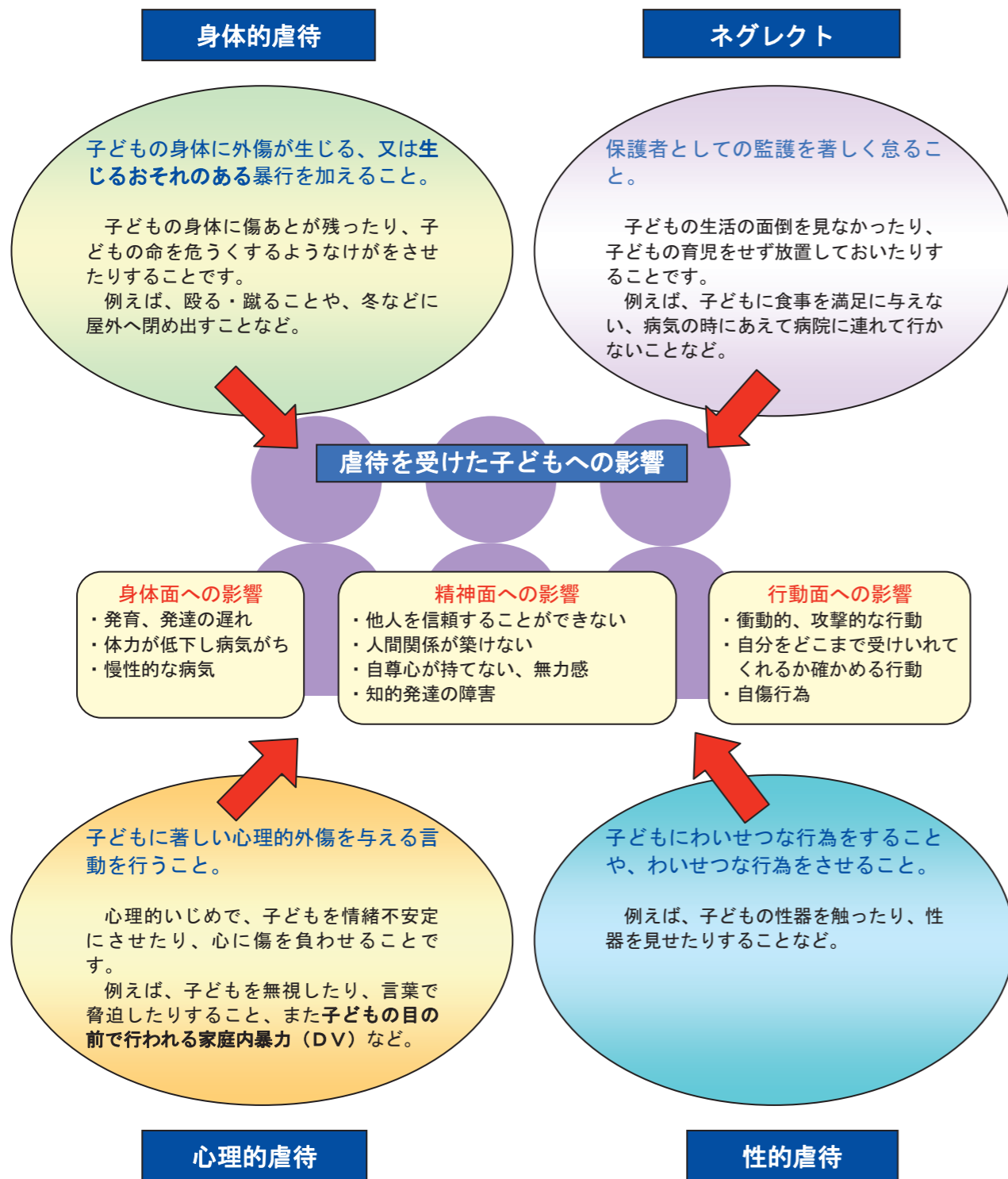
- (1) 児童虐待の早期発見のための努力義務
- (2) 児童虐待を受けた子どもの保護・自立支援のための行政施策への協力
- (3) 児童虐待防止のための教育・啓発
- (4) 児童虐待に関する通告の義務
(児童虐待の防止等に関する法律)

※この法律において「児童」とは、「18歳に満たない」子どもを指す。

平成21年6月

京都府教育委員会

児童虐待とは



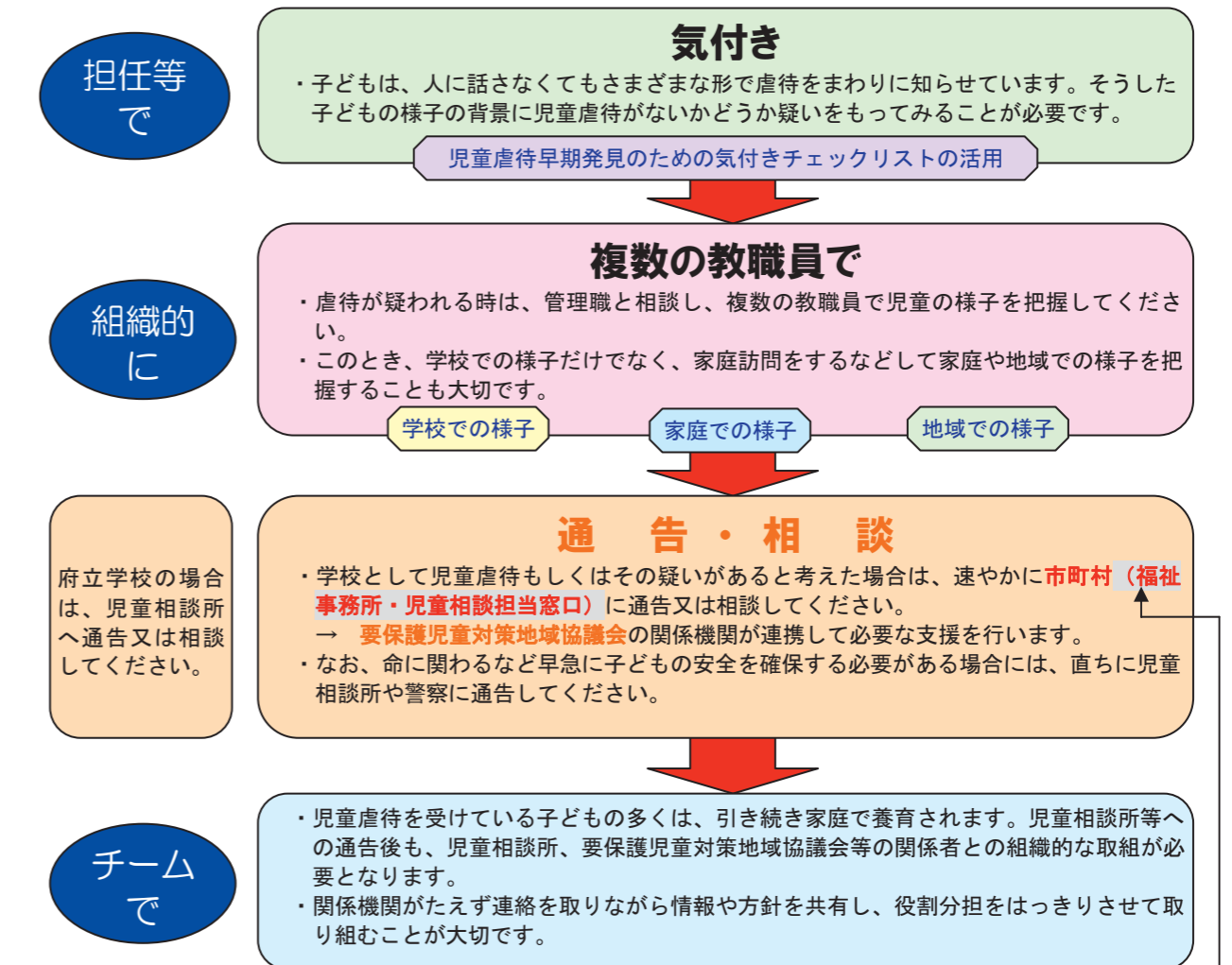
児童虐待の原因はさまざまですが、虐待する親の大半は、ひとりで苦しみ、悩み続けた結果が子どもへの虐待となって現れているという悲しい現状があります。また、社会の悪者として、近所や地域から見られ、敬遠されてしまうと、一層社会から孤立してしまいます。

虐待している親もまた同様に傷ついていることを念頭において、親を責めるのではなく、あくまでも保護者と子どもの関係を支えることが大切です。

児童虐待への対応 ～学校の役割～

教員は「いつでも」「どこでも」、児童虐待に出合う可能性があります。子どもはさまざまな形で虐待のサインをまわりに送っています。事態の深刻化を防ぐためには、そのサインに気付くことが大切です。また、虐待を発見したり、その疑いを持ったりした場合には、管理職と相談するなど、一人で抱え込むことなく適切に対応する必要があります。

各学校では、全ての教職員が、以下の点に注意し、児童虐待を早期発見できるようにしてください。



☆要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

虐待など支援を要する子どもに対し、関係機関が連携して適切に対応することを目的に、子どもに関する情報の共有や対応方法の確認などを行うため、市町村が設置する協議会。市町村の児童相談担当課が調整機関として窓口を担っています。

主な相談機関	宇治児童相談所 0774-44-3340	京都児童相談所 075-432-3278
	福知山児童相談所 0773-22-3623	京都市児童相談所 075-801-2929
	各市町村の相談窓口は各市町村へ御確認ください	
	連絡先：	

参考資料等

- ・「児童虐待防止と学校」（教職員向け研修教材）（文部科学省 平成21年3月）
- ・「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省 平成19年10月）

※ この資料は、京都府教育委員会のホームページにも掲載していますので、活用してください。
<http://kyoto-be.convi.ne.jp/nc5/>